

菊陽町農業委員会議事録

令和7年2月10日（月）開催

菊陽町農業委員会

令和6年度第1回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年2月10日（月）午後1時30分から午後3時00分

開催場所 菊陽町役場 防災センター2階 応援活動拠点室①②

議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- | | |
|-----------|--|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| (3) 議案第3号 | 事業計画変更について |
| (4) 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第5条第1項の規定に係る意見決定について |
| (5) 議案第5号 | 中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項に係る
意見決定について |
| (6) 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について |
| (7) 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 真一
4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治
7番 中村 正徳	8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

事務局職員 塩貝 執

令和6年度第1回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に4番 相馬委員、5番 尾方委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字上原3135番 外6筆

地目：田・畠

面積：計17, 319m²

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和7年1月10日審議を行ったものですが、営農計画をはじめ内容に不十分な点があったため、十分な審議をすることができず、申請者に対して申請書の補正を行うよう指導したものになります。

指導後は町農政課を訪問し、営農指導員を交えて今後の営農計画を再度作成し、本日その内容を説明する運びとなっています。

譲受人が計画を説明するために本日もこちらにこられておりますので、事務局への質疑をお受けした後にお呼びしたいと思います。

進行は議長にお返しします。

◎議 長

議案説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、ここで譲受人に入室を求めることがよろしいでしょうか？

--了承--

--譲受人 入室--

◎議 長

本日は定例会にご出席いただきありがとうございます。

それでは譲受人様、今後の営農計画等の説明をお願いします。

--譲受人 説明--

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

◆ 9番委員 バイパスが近くいい場所であると思うが、5～10年先も営農されていくか。町内には大きな工場が予定されており、一時転用の話がきても営農を継続されるのか。単独での一時転用では十分審議することになると思うが。

譲受人 営農指導員の方に相談させていただき、5年の計画を立てたのでそれに向けて計画に沿って営農していくところ。転用のことはまだ何も決まっていないからわからない。そうなったときに周辺と合わせて検討していきたい。

5番委員 刈り取り・植え付けなどの繁忙期には、御船から労力を入れるのか。

譲受人 場合によっては3～4人入れていく予定。

◆ 9番委員 誓約書をいただくことは可能か。

譲受人 周辺の農地に合わせていくつもりなので、この農地だけでの転用は考えていない。その内容でよければ。

◎議長 他にありませんか？

無いようですので、譲受人様におかれましては、ご多用の中ご対応いただきありがとうございました。ご退席の程よろしくお願ひします。

--譲受人退席--

ここで再度委員の意見及び質疑を求めます。

無いようですので、意見をまとめます。

議案第1号の番号1の案件について、次回、誓約書を確認の上、採決をとることでよろしいでしょうか。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、保留とします。

次に、議案第1号番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：津久礼字靄中1272番1、同2

地目：田

面積：2, 449m²

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和7年2月3日（月）に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は認定農業者で、■に所有権を贈与するものの、今後も変わらずに農地の管理を行っていく計画です。農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、人参を作付けする予定で、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆5番推進委員 議案第1号の番号2について5番推進委員が報告します。

申請者は■■を中心に家族経営で農業を行っている認定農業者です。これまで適切に農地の管理をされており、今回の農地の所有権移転後も農地の管理体制は変わらないと聞いておりますが、所有者が高齢になってきたこともあり、今後は後継者を中心に管理を行っていく方針であるとのことですので、よろしく審議方お願いします。

◎議長 ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号番号3及び番号4を一括して審議したいと思います。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号 番号3及び番号4を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字中岡876番2 外2筆

地目：畠

面積：3, 235m²

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましても、令和7年2月3日（月）に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は認定農業者である法人で、これまでも管理を行ってきた農地の所有者からの願出によって農地を取得し、今後は変わらずに農地の管理を行っていく計画です。農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、資料作物を作付けする予定で、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることか

ら、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆3番推進委員 議案第1号の番号3及び番号4について5番推進委員が報告します。

申請者は■■を中心に家族経営で農業を行っている認定農業者です。これまでも適切に農地の管理をされておりますが、今回の農地は現状で一部が遊休農地となっており、相続人がいない農地の管理を申請人が引き受けることとなっております。申請者の農地の管理能力は十分だと思いますが、あえて遊休農地の管理を引き受ける計画となっておりますので、慎重な審議方お願いします。

◎議長 ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

◆4番委員 何を作付けされる予定でしょうか。

■事務局 飼料を計画されています。

◎議長 他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号3及び番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号3及び番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号番号5を審議したいと思います。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号 番号5を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字南上原 1 1 6 1 番 2

地目：畑

面積：398 m²

申請理由については、使用貸借権の設定であります。

この議案につきましても、令和7年2月3日（月）に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は農業者で、高齢のため大部分の農地を貸付されておりますが、今回の申請地である農地については、これまで自身で耕作されていましたが、無許可の状態であったため、使用貸借権を結び、農地の管理を行っていく計画です。農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、各種野菜を作付けする予定で、取得後年間60日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長

ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆5番委員

議案第1号の番号5について5番委員が報告します。

申請者は高齢ではあるものの、十分な農業経験を有する農業者です。今回の申請農地は親族の所有農地でこれまで申請者が管理されてきました。申請者は本日まで適切に農地の管理をされており、遊休農地を所有したことは無

い旨、事務局に確認しており、管理用の機械も所有されていることを確認しましたので、よろしく審議方お願いします。

◎議 長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求める
ありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号5の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。
よって議案第1号番号5は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書4ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字中尾上 2955番、2956番
地 目：田
転用面積：2, 147m²
転用目的は、一時転用による貸建設資材置場兼組立作業場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を2月3日（月）に実施しております。
詳細につきましては、モニターをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の広がりがない生産性の低い農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、他の土地で事業が実施可能か否かを検討した上で転用可能です。今回は既存の資材置場との一体的な事業計画となつ

ており、土地代替性の検討は不要であるため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 7番推進委員 議案第2号の番号1について7番推進委員が説明します。

申請者は本町に本拠地を置く法人で、不動産業を営んでいます。■■■で工場整備が進む■■■■の新設工場へ搬入する空調資材の資材置場兼組立作業場として活用するため3年間の時限的な一時転用を計画され、計画終了後は農地に戻す意思があることを確認しております。併せて、周辺の居住者や事業者等に影響がないような配慮をすることも現地調査時に確認しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号「事業計画変更について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書5ページの議案第3号番号1について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請されており、そちらについての適切性を審査するものです。

この議案につきましても、現地調査を2月3日に実施しています。

詳細につきましては、モニターをご覧ください。

本申請により、完了予定日が5月延長され、令和7年7月31日の完了予定となり、通算転用期間は1年2月となります。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆5番委員

議案第3号の番号1について5番委員が説明します。

本申請地は既に農地転用許可をうけていますが、先ほど事務局から説明があつたとおり、工事期間の延長により計画変更を行うものです。これまで用途外での使用もなく、計画変更後も同様の使用となることを確認しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は「異議なし」として意見決定とします。

次に前回令和7年1月10日の本定例会の審議で、申請者に対し事業計画変更に至った経緯の説明を求めることした事案について、申請者である■■■■■■■より、説明者が来られていますので、入場を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

--了承--

--説明者 入室--

◎議長

本日は定例会にご出席いただきありがとうございます。

それでは説明者様、今回、事業計画変更申請がなされる際に、申請が遅延した理由についての説明をお願いします。

--説明者 説明--

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

ありませんか？

無いようですので、譲受人様におかれましては、ご多用の中ご対応いただき

ありがとうございました。ご退席の程よろしくお願ひします。

--譲受人退席--

ここで再度委員の意見及び質疑を求めます。

ありませんか？
ないようですので次に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みがあります。

菊陽町長より令和7年1月31日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP6からP14をご覧ください。
利用権設定が17件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、認定新規就農者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
—同意の声—

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和7年1月31日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。
議案書のP15からP16をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は4件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP17をお願いします。「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP18からP19をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による農地転用届出（許可不要）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後3時00分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年2月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人